

単位認定について

学則第18条、履修規程に定めます。内容は以下のとおりです。

学則（抜粋）

（授業科目の評価及び単位修得の認定）

第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

- 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

履修規程（一部抜粋）

第2条 各学科の科目、単位及び時間数は学則別表第1のとおりとする。

- 2 授業科目は、全科目必須とする。
- 3 毎学年の科目及び担当講師はその年度の初めに発表する。
- 4 授業時間は講義・演習・実技については45分をもって1時間とし、臨地実習については60分を1時間とする。
- 5 1時限を90分とし、15分以上受講しなかった場合は欠課とし、45分未満は1時間の欠課、45分以上の場合は2時間の欠課とする。

第4条 科目の評価は、学科については試験により行い、臨地実習については実習評価表により行う。

- 2 試験については、原則は筆記試験とし必要に応じて口頭、レポート、実技等により行う。

- 4 試験及び臨地実習の評価は、1科目100点を満点とし60点以上を合格とする。

第5条 受験資格は、当該科目あるいは単元の出席時間数の3分の2以上を出席した者に与えられる。ただし、やむを得ない理由（忌引、天災、交通機関麻痺、感染症による出校停止等）により欠席し、所定の証明書を提出した場合については、その欠席時間数について考慮することがある。

- 2 所定の手続きをせずに授業料を滞納している者は、原則として受験できない。

第7条 病気（診療を要したもの）その他のやむを得ない理由（忌引、天災、交通機関麻痺、感染症による出校停止等）により試験を受けられなかつた者は、追試験を受けることができる。

3 追試験の成績は、得点に 0.9 を乗じ 60 点以上を合格とする。

4 追試験で不合格の場合は、学則 18 条 4 項に基づき再試験を受けることができる。

(学科再試験及び再試験の評価)

第 8 条 試験または追試験において不合格となった場合は、再試験を受ける事ができる。

3 再試験は原則として 1 科目 1 回までとする。

4 再試験の成績評価は 60 点以上を合格とし、最終評価は 60 点とする。

(臨地実習評価の実施)

第 9 条 臨地実習の評価は、実習終了時の到達度で行う

2 出席時間数の 3 分の 2 以上出席したものが評価の対象となる。

(追実習及び追実習の評価)

第 10 条 追実習は、病気（診療を要したもの）その他のやむを得ない理由（忌引，天災，交通機関麻痺，感染症による出校停止等）により、実習を受けられなかった場合に行う。

4 追実習の成績は、得点に 0.9 を乗じ 60 点以上を合格とする。

(再実習と再実習の評価)

第 11 条 再実習は、実習の評価で不合格の場合行う。

3 再実習の時間は、実習時間の 3 分の 2 以上の時間とする。

4 再実習の成績評価は、60 点以上を合格とし、最終評価は 60 点とする。

(単位修得の認定)

第 12 条 各授業科目の単位修得の認定に必要な時間数を満たした者、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 単位認定は、学校運営会議の議を経て決定する。

(単位不認定の履修認定)

第 13 条 成績評価が不可により単位不認定及び出席時間が 3 分の 2 に満たず評価を受ける資格がなく単位不認定の科目については、新年度における教育計画にそって実施される授業を再受講し、評価を受ける資格を得た上で試験を受けなければならない。

4 科目の評価は、履修規程第 4 条に準ずる。

5 不合格の場合は、履修規程第 8・11 条に準ずる。